

【参考31】地方消費者行政活性化基金の概要

現状と課題

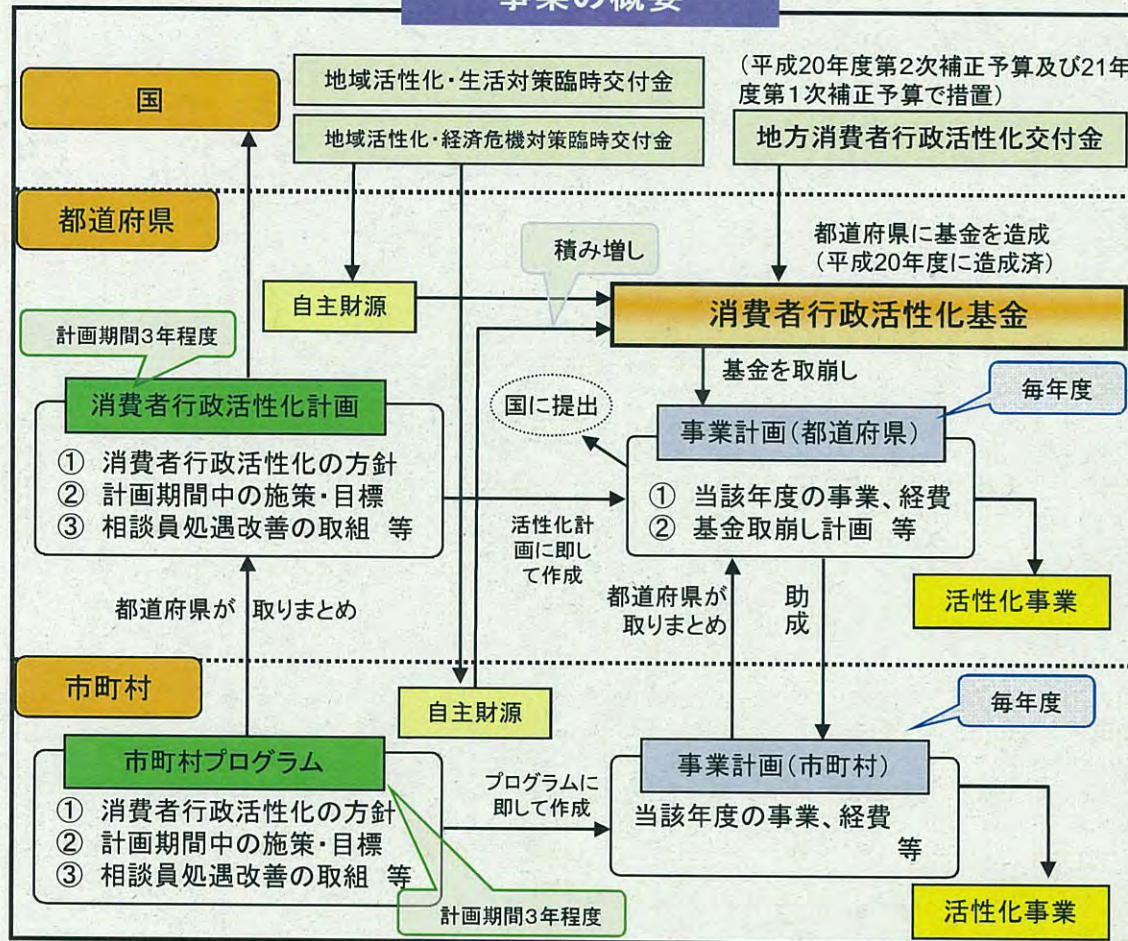
約223億円

- 近年、消費生活相談の複雑化、高度化が進む中、消費者行政一元化の取組に伴い更なる相談の増加が見込まれる。
- こうした環境変化に対応し、国民の安心を確保していくためには、消費者行政の強化に早急に取り組む必要がある。

対応

- 今後3年程度を地方消費者行政強化のための“集中育成・強化期間”とし、消費者行政強化に取り組む地方公共団体を集中的に支援
- 地方消費者行政活性化のための基金を都道府県に造成し、消費生活センターの設置・拡充、相談員の養成・レベルアップ等を支援
- 地域の発意と創意工夫を支援するため、国は事業メニューを提示する一方、地方公共団体が地域の実情に応じて選択するメニュー方式を採用
- 事業実施に当たっては、中期的な消費者行政活性化のための方針を策定した上で、計画的に推進

事業の概要



支援メニュー

- ① 消費生活センター機能強化事業
消費生活センターの設置・拡充 等
- ② 消費生活相談スタートアップ事業
消費生活相談窓口の開設・機能強化
- ③ 消費生活相談員養成事業
管内の消費生活相談を担う人材の養成
- ④ 消費生活相談員等レベルアップ事業
相談員への研修開催、研修参加支援
- ⑤ 消費生活相談窓口高度化事業
高度に専門的な消費生活相談への対応力向上
- ⑥ 広域的消費生活相談機能強化事業
市町村が連携して相談事業を実施
- ⑦ 食品表示・安全機能強化事業
食品表示・安全分野の対応力を強化
- ⑧ 一元的相談窓口緊急整備事業
消費者庁創設に伴い増大する業務に係る人件費を支援
- ⑨ 消費者教育・啓発活性化事業
消費者教育の強化
- ⑩ 商品テスト強化事業
商品テスト機器購入、テスト実施体制強化
- ⑪ 地方苦情処理委員会活性化事業
苦情処理委員会活性化の取組を支援
- ⑫ 消費者行政活性化オリジナル事業
地域独自の消費者行政活性化の取組を支援